市 政 運 営

## 市政運営の目次

1．組織 ..... 123
1 市議会 ..... 123
2 行政組織 ..... 124
3 委員会及び委員 ..... 126
2．財政 ..... 129
1 財政力 ..... 129
（1）市税 ..... 129
（2）地方交付税 ..... 129
（3）国庫支出金 ..... 129
（4）都支出金 ..... 129
（5）市債 ..... 129
2 財政構造 ..... 129
3 これからの財政運営 ..... 129
3．広報•広聴活動 ..... 134
1 広報活動 ..... 134
（1）東やまと市報 ..... 134
（2）東大和市公式ホームページ ..... 134
（3）東大和市公式ツイッター ..... 134
（4）東大和市公式フェイスブック ..... 134
（5）東大和市公式メールマガジン ..... 134
（6）東大和市公式動画チャンネル ..... 134
（7）その他の広報活動 ..... 134
2 広聴活動 ..... 134
4．情報公開－個人情報保護 ${ }^{*}$
行政手続•審査請求手続 ..... 137
1 情報公開制度 ..... 137
（1）公開請求のできる方 ..... 137
（2）公開を実施している市の機関 ..... 137
（3）公開請求の対象となる情報 ..... 137
（4）公開できない情報 ..... 137
（5）公開決定等の期限 ..... 137
（6）公開決定等に対する審査請求 ..... 137
2 個人情報保護制度 ..... 138
（1）個人情報の保護を実施している 市の機関 ..... 138
（2）個人情報とは ..... 138
（3）制度実施に当たっての責務 ..... 138
（4）保有個人情報の取扱い ..... 138
（5）自己情報の開示•訂正•利用停止を請求する権利138
（6）開示決定等に対する審査請求 ..... 139
3 行政手続 ..... 139
（1）申請に対する処分に関する手続 ..... 139
（2）不利益処分に関する手続 ..... 139
（3）行政指導に関する手続 ..... 139
（4）処分等の求め ..... 139
（5）届出に関する手続 ..... 139
（6）その他 ..... 139
4 審査請求手続 ..... 140
5．選挙 ..... 141

## 1．組織

1 市議会
市議会は，市民によって選ばれた議員22人で構成され，自治体の意思を決定する合議制の議决機関である。
本会議は，全議員で構成され，議决や同意など議会とし ての意思決定が行われる。定例会は年 4 回（ $2 \sim 3$ 月•6月• 9月•12月）開催され，臨時会は必要に応じて開崔される。

委員会は，本会議から付託された議案その他を審査•調査するための機関として設置され，3つの常任委員会
（紛務•厚生文教•建設環境）と議会運営委員会，必要 に応じて設置される特別委員会がある。

## －市議会開会状況

| 議会 | 年 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 開 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
| 定 例 会 | 4 | 4 | 4 | 4 | 平成 30 年 |
| 臨 時 会 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 |
| 計 | 4 | 5 | 4 | 5 | 0 |

## －正副議長

（令和元年12月3日現在）

| 職 | 名 | 氏 名 | 任 期 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 議 | 長 | 中 間 建 二 | 令元． $5.21 ~$ |
| 副 | 議 | 長 | 蜂須賀 千 |

## －歴代議長

| 氏 名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
| :---: | :---: | :---: |
| 野 口 修 | 昭22．5． 29 | 昭 26． 4.30 |
| －－－－－－－－1－－－－－－－－ | 26．．．．5． 26 | 30．－－ 4.30 |
| 森－田 | 30．．．5． 17 | 32．－－5．28 |
| 望－月－高 光 | 32． 5.28 | 32．10． 4 |
| 栗－原－英一郎 | $32.10 . .4$ | 33． 9.29 |
| 粕－谷－奇三郎 | 33． 9.29 | 34． 4.30 |
| 峰－－岸包－義 | 34． 5.8 | 35．10．22 |
| 野－口－矯 | 35.10 .22 | 38．－－ 4.30 |
| 榎－本 兼 次 | 38．．．5． 13 | 41．－5． 24 |
| 森 田 憲一－ | 41． 5.24 | 41． 9.22 |
| 野－口－－－－－矯 | 41． 9.22 | 42．－4．30 |
| 尾－崎－清太郎 | 42．．． 5.12 | 46．－ 4.14 |
| 所 鍋 聴－－ | 46． 5.17 | 48．－5．17 |
| 杉 本 昌 治 | 48．．．5． 17 | 50．－－ 4.30 |
| 立开㕲倉－ | 50．．．5． 14 | 52．－－ 5.10 |
| II | 52． 5.10 | 54． 4.30 |
| 古－滝 直－－徫 | 54．．．．5． 15 | 56．－5． 15 |
| 1 | 56．．． 5.15 | 58．－． 4.30 |
| 宫 鍋－－－郎 | 58．．．5．17 | 60．－5．13 |
| 比留間－－－－－－－－茂 | 60．．．5． 13 | 62．－－ 4.30 |
| II | 62. | 平云． 5.22 |
| 森－田 益 美 | 平元．．．5． 22 | 3．－ 4.30 |
| 榎－本一和 雄 | 3．5． 21 | 5－－5． 21 |
| 武 石 岩 男 | 5．．．．5．21 | 7．－ 4.10 |
| 榎－本一和 雄 | 7． 5.23 | 9．－－5．23 |
| 森田 益－美 | 9．5． 53 | 11．－－ 4.30 |
|  | 11．． 5.19 | 15．－－ 4.30 |
| 森－田 憲 | 15． 5.20 | 17． 5.30 |
| 松－浦－－－－－－－ | 17．． 5.30 | 19．－4． 30 |
| 佐 村 明－美 | 19． 5.22 | 21． 5.26 |
| 粕 谷 洋 右 | 21． 5.26 | 23．－－ 4.30 |

－歴代副議長

| 氏 名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
| :---: | :---: | :---: |
| 佐 藤 新－ | 昭 22．5．29 | 昭 26． 4.30 |
| 岸－－－－－－－彦太郎 | 26．－5． 26 | 29，7．－1 |
| 萩一原一功三 | 29．－7． 1 | 30． 4.30 |
| 古 滝 直 衛 | 30．－5．17 | 32． 5.28 |
| 天久保－平－治 | 32．－5． 28 | 34．－4． 30 |
| 立 所倉－大 | 34．－5．－8 | 35．－5． 9 |
| 小－暮三－－郎 | 35，－5．－9 | 36．－5．－9 |
| 古－滝－直－衛 | 36．－5．－9 | 38． 4.30 |
| 立 们倉－人 | 38．－5．13 | 39．－－5．11 |
| 森 田－臯 | 39．－5． 11 | 40．5． 10 |
| 尾 崎 清太郎 | 40．－ 5.10 | 41． 5.24 |
| 古－潼 直 㦣 | 41．－ 5.24 | 42．－－ 4.30 |
| ＂ | 42．－5．12 | 46．－ 4.30 |
| 立㺫倉－－ | 46．－5． 17 | 48．－－5． 17 |
| 尾又一大一六 | 48． 5.17 | 50．－4． 40 |
| 杉－本一大一吉 | 50．－5． 14 | 52．－5． 10 |
| II | 52．－5．10 | 54． 4.30 |
| 齋－藤－－－－－－－－－ | 54．－5．15 | 56．－．5． 15 |
| II | 56．－5．15 | 58．－4．30 |
| 比留間－－－－－－－茂 | 58．－5． 17 | 60．－5． 13 |
| 下－条－清一治 | 60．－ 5.13 | 62．－4． 30 |
| 黒一 木－雄 也 | 62． 5.18 | 平元． 5.22 |
| ／I | 平元．－5． 22 | 3． 4.30 |
| 武 石 岩－男 | 3．－ 5.21 | 5． 5.21 |
| 田－村－日出男 | 5．－5．21 | 7． 4.30 |
| 尾－崎－信 夫 | 7．5． 23 | 9． 5.23 |
| 田－村－日出男 | 9． 5.23 | 11． 4.30 |
| 佐 村 明 美 | 11． 5.19 | 13． 6.1 |
| 松－浦－－－－－－－－－誠 | 13．－6． 1 | 15． 4.30 |
| F－－条－－－－－－－－ | 15．－5． 20 | 17． 5.30 |
| 押 本 治 雄 | 17． 5.30 | 19． 4.30 |


| 氏 名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
| :---: | :---: | :---: |
| 尾－崎 信 夫－夫 | 平 $23 . .5$ 5． 24 | 平25．－5．28 |
| －－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ | 25． 5.28 | 27．－4． 30 |
| 関－田－正－民 | 27． 5.26 | 29．－5． 18 |
| 押 本－修 | 29．．．5． 18 | 31． 4.30 |
| 中 間建 二 | 令元． 5.21 | （在任中） |


| 氏 名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
| :---: | :---: | :---: |
| 石 川 庄太郎 | 平19．－5．22 | 平21．－4．28 |
| 尾 崎 信 夫 | 21．－5． 26 | 23．－ 4.30 |
| 関－田－－－－－－－䝴 | 23．－5．24 | 25．－5．28 |
| 関－田－正一民 | 25．－5．28 | 27． 4.30 |
| 中－間－建 | 27． 5.26 | 29．－5．18 |
| 蜂須賀 1 －雅 | 29．－5． 18 | 31． 4.30 |
| ＂ | 令元． 5.21 | （在任中） |

## －東大和市議会議員

（令和元年12月3日現在）

| 議 <br> 席 | 氏 名 | 会 派 | 委員会 | 議 | 氏 名 | 会 派 | 委員会 | 議 | 氏 名 | 会 派 | 委員会 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 二宮由子 | 興 市 会 | 建設環境議会運営 | 9 | 根岸聡彦 | 自由民主党 | ○総 務 | 17 | 木戸岡秀彦 | 公 明 党 | ○厚生文教 |
| 2 | 大后治雄 | 興 市 会 | 総 務 | 10 | 木下富雄 | 自由民主党 | 建設環境議会運営 | 18 | 東口正美 | 公 明 党 | $\begin{aligned} & \text { 総 } \\ & \text { 務 } \\ & \text { 議会連営 } \end{aligned}$ |
| 3 | － | － | － | 11 | 森田博之 | 自由民主党 | 厚生文教 | 19 | 中間建二 | 公 明 党 | 建設環境 |
| 4 | 実川圭子 | 無 所 属 | （0）厚生文教 | 12 | 蜂須賀千雅 | 自由民主党 | 総 務 | 20 | 大川 元 | やまとみどり | 厚生文教 |
| 5 | 森田真一 | 日本共産党東大和市議団 | 総 務 | 13 | 関田正民 | 正 和 会 | 建設環境議会運営 | 21 | 床鍋義博 | やまとみどり | （1）建設環境 |
| 6 | 尾崎利 一 | 日本共産党東大和市議団 | ○建設環境 ○議会運営 | 14 | 和地仁美 | 正 和 会 | 総 務 | 22 | 中野志乃夫 | やまとみどり | $\begin{aligned} & \text { 総 } \\ & \text { 務 } \\ & \text { 議会連営 } \\ & \hline \end{aligned}$ |
| 7 | 上林真佐恵 | 日本共産党東大和市議団 | 厚生文教 | 15 | 佐竹康彦 | 公 明 党 | 建設環境 ○議会運営 | 委員会欄中 <br> ○は委員長 ○は副委員長議席番号 3 番は欠番 |  |  |  |
| 8 | 中村庄一郎 | 自由民主党 | 厚生文教議会運営 | 16 | 荒幡伸一 | 公 明 党 | ○総 務 |  |  |  |  |

## 2 行政組織

市の組織としては，昭和45年10月1日，市制を施行し，昭和46年2月1日に機構を改革して部制を採用した。

その後，行政需要の変化に応じて組織改正を行 い，平成24年4月1日からは，現在の7部制（市長部局）になっている。

## －市理事者（令和元年5月1日現在）

| 職 |  | 名 |  | 氏 |  | 名 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | :--- | :--- | :--- |
| 市 |  | 長 | 尾 | 崎 | 保 | 夫 |
| 期 |  |  |  |  |  |  |
| 副 | 市元． | 長 | 小 | 島 | 昇 | 公 |

## －歴代村 • 町－市長

| 氏 名 | 就任年月日 | 退任年月日 | 氏 名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 宮 鍋 庄兵衛 | 明 22.7 。 | 明 23． 6. | 尾 又 高次郎 | 大 2． 3. | 大 5．7． |
| 川鍋八郎兵衛 | 23． 9. | 25． 5. | ※松 本 晋 | 5． 7. | 5． 8. |
| 尾 又 高次郎 | 27． 5. | 30.12. | ※宮 川 鹿之助 | 5． 8.10 | 9． 3.31 |
| ※藤 野 了 介 | 30.12. | 30.12 ． | 宫 川 鹿之助 | 9． 4.1 | 12．3． 2 |
| 宮 鍋 庄太郎 | 30.12. | 37.12. | ※尾 崎 源四郎 | 12．3． 2 | 12．10． 3 |
| ※松 本 晋 | 37． 12. | 38． 3. | ※阿 部 純 二 | 12．10． 3 | 13． 1.15 |
| ※保 々 正一郎 | 38． 3. | 39.12. | ※永 長 啓次郎 | 13． 1.16 | 13． 2.8 |
| 田中 圭太郎 | 39.12. | 42． 9. | 関田 安右衛門 | 13． 2.9 | 昭 10.5 .9 |
| ※渡 辺 淮 | 42． 11. | 43． 3 ． | ※根 岸 力太郎 | 昭 10.5 .9 | 10． 5.13 |
| ※五十嵐 兵三郎 | 43． 3. | 44． 7. | 内 野 吉次郎 | 10． 5.13 | 18． 5.6 |
| 尾 崎 房 七 | 44． 7. | 45． 3. | 関田 安右衛門 | 18． 5.20 | 21.11 .14 |
| ※板 谷 確太郎 | 45． 3. | 大 2． 3 ． | ※森 田 茂 作 | 21.11 .15 | 22． 4.17 |


※印は臨時代理等
－歴代助役及び副市長

| 氏 名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
| :---: | :---: | :---: |
| 石 井 権左衛門 | 明 22.5 | 明 23.7 |
| 池谷 藤右衛門 | 24． 5 | 27． 5 |
| 尾 崎 房 七 | 28． 1 | － |
| 石 井 権左衛門 | 30.12 | 34.12 |
| 野 口 朝之進 | 34． 12 | 37.12 |
| 粕 谷 徳次郎 | 39.12 | 42.11 |
| 野 口 朝之進 | 43． 8 | 43.11 |
| 町田 権右衛門 | 44． 6 | 45． 4 |
| 内 野 圭左衛門 | 大 2． 3 | 大 5． 6 |
| 石 井 権 作 | 14．5． 8 | 昭 4．5． 7 |
| 根 岸 力太郎 | 昭 9．9． 1 | 14． 2.10 |
| 原 幸 吉 | 14． 2.28 | 17．9． 17 |
| 関田 安右衛門 | 18． 3 ． 1 | 18． 5.19 |
| 森 田 茂 作 | 18． 5.25 | 22． 4.17 |
| 小 峰 正 存 | 22． 6.1 | 26． 5.31 |
| 小 峰 正 存 | 26．8． 1 | 38． 7.31 |
| 幡 場 美 隆 | 39.12 .25 | 47．12．24 |
| 中 澤 重－ | 48． 5.17 | 平 2．9．30 |
| 石川 博 | 平 3.71 | 8． 3.31 |
| 米 田 武 司 | 8． 4.1 | 12． 3.31 |
| 佐久間 榮 昭 | 12．4． 1 | 18． 6.30 |
| 小飯塚 謙 一 | 18．7． 1 | 22． 6.30 |
| 氏井 博 | 22． 7.1 | 23． 5.16 |
| 小 島 昇 公 | 24．4． 1 | 在 任 中 |

※地方自治法の改正により平成19年4月1日
から副市長へ変更
※「—」については不詳
－歴代収入役

| 氏 名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
| :---: | :---: | :---: |
| 尾 崎 房 七 | 明 22. | － |
| 石 井 権左衛門 | 27． 5 | 明28．10 |
| 石 井 大 吉 | 28． 10 | 30.11 |
| 根 岸 菊太郎 | 30.11 | 31.12 |
| 鎌 田 和三郎 | 33.12 | 37.12 |
| 中 島 蘭 吉 | 37.12 | 40． 2 |
| 池 谷 亀三郎 | 40． 2 | 41． 7 |
| 三 鴨 兼 蔵 | 41． 7 | 44． 11 |
| 原 仁兵衛 | 44． 12 | 45． 4 |
| 町 田 傳 蔵 | 45． 4 | 大 2.8 |
| 原 仁兵衛 | 大 2． 8 | 5． 4 |
| 尾 崎 源四郎 （代勤 小嶋豊治） | 5． 4 | 9． 2.29 |
| 小 嶋 豊 治 | 9．3． 1 | 13． 2.18 |
| 尾 崎 祐 一 | 13． 2.19 | 昭 7． 2.18 |
| 根 岸 昌－ | 昭 7． 2.19 | 9． 8.31 |
| 木 村 清 重 | 9．9． 1 | 21． 2.15 |
| 根 岸 昌 一 | 21． 3.19 | 21．12．20 |
| 粕 谷 正 二 | 21．12． 21 | 26．8． 1 |
| 根 岸 昌 一 | 26．8． 2 | 30． 4.18 |
| 荒 畑 栄 昌 | 30． 6.19 | 35．2． 4 |
| 川 鍋 謙 治 | 35．4． 1 | 47． 3.31 |
| 原 仁 平 | 47． 7.20 | 55． 7.19 |
| 関田 豊 | 55．10． 1 | 63． 9.30 |
| 石川 博 | 63．10． 1 | 平 3．6．30 |
| 安 島 喜－ | 平 3．7． 1 | 8． 3.31 |
| 内 堀 利－ | 8．4． 1 | 12． 3.31 |
| 味 村 昌 幸 | 12．4． 1 | 16． 3.31 |
| 岸 永 通 | 16．4． 1 | 20． 3.31 |

※地方自治法の改正により平成20年4月1日 から会計管理者へ変更
※「一」については不詳

## 3 委員会及び委員

当市の委員会には，教育委員会，選挙管理委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会があり，委員 には監査委員がいる。

委員会及び委員には，それぞれ事務局がある。
教育委員会では，教育長のもとに2部制をとり， その下に4課2館が設置され，教育委員会の事務が行 われている。

選挙管理委員会及び監查委員には，それぞれ独立した事務局がある。

また農業委員会は産業振興課に，固定資産評価審查委員会は文書課にそれぞれ兼任の形で事務局が おかれている。


庁舎全景

－職員数
（平成 31 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

| 男 | 女 | 総 数 |
| :---: | :---: | :---: |
| $304(13)$ | $167(7)$ | $471 \quad(20)$ |

※（ ）内は，再任用短時間勤務職員数（外数）
－職層別職員数
（平成 31 年 4 月 1 日現在）（単位：人，\％）

|  | 男 | 割合 | 女 | 割合 | 合計 | 割合 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 参 事 | 12 | 4.0 | 3 | 1.8 | 15 | 3.2 |
| 副参事 | 42 | 13.8 | 3 | 1.8 | 45 | 9.5 |
| 主 査 | 83 | 27.3 | 20 | 12.0 | 103 | 21.9 |
| 主 事 | 167 | 54.9 | 141 | 84.4 | 308 | 65.4 |
| 合 計 | 304 | 100.0 | 167 | 100.0 | 471 | 100.0 |



第8回東大和市まちフォトコンテスト
（平成 31 年度実施）
森永乳業賞作品「煌めき」
撮影：原田 拓也 氏

## 2．財政

## 1 財政カ

財政の目標は，限られた財源を効率的に活用し て，都市基盤の整備，教育•福祉の充実など市民福祉向上のため，市の仕事を効果的に進めていく ことにある。
一般的に，財政力があるかどうかは，行うべき仕事に対して市が自ら得られる収入（市税などの自主財源）が多いか少ないかによって決まる。
市の財政を支える主な歳入には次のようなもの がある。
（1）市税
市民の納める税金には市民税•固定資産税な どがあり，市の財政を支える中心となるもので， この市税収入の割合が高い市ほど財政力がある といえる。

歳入に占める市税の割合，人口1人当たりの市税の額は，図1，資料1及び資料2のとおりである。

## （2）地方交付税

地方公共団体において，税収の多矏にかかわ らず，全国どこでも一定の行政サービスを受け ることができるよう，財政力の差を埋めるため に，国が一定の基準により交付する税である。

## （3）国庫支出金

国が特定の事務事業に対し，国家的見地から公益性があると認め，その事業の実施に資する ため交付するものである。負担金，補助金，委託金に区分される。

## （4）都支出金

都が法令の規定に基づき又は行政上の必要性 により交付するものである。負担金，補助金，委託金に区分される。
（5）市債
大規模な施設の建設や公共用地の取得など多額の経費を要する事業又は地方自治体の財源不足等に対して，国又は東京都等から資金を調達 する借入金である。

## 2 財政構造

市の過去 5 か年の歳入歳出構成比の推移は図 3 のとおりである。

歳入の特徴は，納税義務者数の増及び所得環境 の改善等により，市税収入は増加しているものの，歳入全体に占める市税の割合が $39.5 \%$ で，平成 26年度に比べて 0.9 ポイント低くなった。
また，地方交付税の割合も $6.2 \%$ と 0.2 ポイント低くなった。
歳出の特徴は，民生費が歳出全体の半分以上の割合となり，平成 30 年度では $54.0 \%$ と平成 26 年度に比べて 0.3 ポイント高くなった。これは，障害者福祉費や児童福祉費等の増加によるものであ る。また，教育費の割合が $10.2 \%$ で，平成 26 年度に比べて 0.4 ポイント高くなった。これは，テ ィームティチャーの配置などによる教育施策の充実に伴い増額になったためである。

一方，公債費の割合は，これまでの借入金につ いて一部償還が終了していることなどにより，減少している。

## 3 これからの財政運営

市の自主財源の柱である市税については，景気 の動向等を反映したものとなるが，その確実な見通しは，難しい状況となっている。依存財源とな る地方交付税については，税収等の状況が反映さ れる制度となっているが，交付税額の確保が安定的財政運営に必要となってくる。
今後，老朽化した公共施設等の更新や，少子高齢社会に対応した福祉施策等への取組など，多く の財源が必要となっている。

限られた財源のなかで事業を実施するために は，財政の健全化を図りながら中期•長期の計画 に基づく事業の選択と，効率的かつ安定的な財政運営が必要とされる。

図－1東大和市普通会計決算状況
—決算統計による—

平成30年度歳入決算内訳
単位：千円


その他の内訳（単位：千円）

| 地方譲与税 | 146,145 ※分担金及び負担金 | 393,038 |
| :--- | ---: | ---: |
| 自動車取得税交付金 | 87,203 ※諸収入 | 182,773 |
| 利子割交付金 | 24,166 ※財産収入 | 15,394 |
| 地方消費税交付金 | $1,438,902$ ※寄附金 | 10,046 |
| 交通安全対策特別交付金 | 10,828 |  |
| 配当割交付金 | 80,500 |  |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 65,634 |  |

- 図－2東京都26市平均の決算状況
- 決算統計による一


## 平成30年度歳入決算内訳

単位：千円


| その他の内訳（単位：千円） |  |  |
| :--- | :---: | ---: |
| 地方譲与税 | 251,414 ※分担金及び負担金 | 658,423 |
| 自動車取得税交付金 | 149,802 ※諸収入 | 677,554 |
| 利子割交付金 | 52,534 ※財産収入 | 241,835 |
| 地方消費税交付金 | $2,806,172$ ※寄附金 | 103,294 |
| 交通安全対策特別交付金 | 16,661 ゴルフ場利用税交付金 | 15,515 |
| 配当割交付金 | 174,897 国有提供等施設交付金 | 111,041 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 142,394 |  |

※はその他の自主財源

平成30年度性質別歳出決算内訳
単位：千円


その他の内訳（単位：千円）

| 維持補修費 | 111,940 投資及び出資金•貸付金 | 27,000 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 積立金 | $1,300,205$ |  |

平成30年度性質別歳出決算内訳
単位：千円


その他の内訳（単位：千円）

| 維持補修費 | 403,195 <br> 投資及び出資金•貸付金 <br> 2，042，554 | 21,383 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |

図3 東大和市歳入歳出構成比の推移

【歳入】


【歳出】


- （資料 1）人口 1 人当たりの決算額（平成 30 年度）
- 決算統計による－（単位：円）


注：人口については，平成 31 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口である。

- （資料 2）東京都 26 市 市税の比較（平成 30 年度）
- 決算統計による－

| 区分 <br> 市名 | 人口（人） | 市税（千円） | $\text { 人口 } 1 \text { 人当たり }$ <br> 市税額（円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 八 王 子 | 562， 460 | 90，602，914 | 161， 083 |
| 立 川 | 183， 822 | 40，307， 881 | 219， 277 |
| 武 蔵 野 | 146， 399 | 40，813， 468 | 278， 782 |
| 三 鷹 | 187， 199 | 38，294， 322 | 204， 565 |
| 青 梅 | 134， 086 | 19，841， 468 | 147， 976 |
| 府 中 | 260， 011 | 52，827， 215 | 203， 173 |
| 昭 島 | 113， 215 | 19，847， 428 | 175， 307 |
| 調 布 | 235， 169 | 44，352， 156 | 188，597 |
| 町田 | 428， 685 | 68，407， 085 | 159， 574 |
| 小 金 井 | 121， 443 | 21，451， 213 | 176， 636 |
| 小 平 | 193， 596 | 31，652， 178 | 163， 496 |
| 日 野 | 186， 283 | 30，880， 647 | 165， 773 |
| 東 村 山 | 150， 789 | 20，965， 800 | 139， 041 |
| 国 分 寺 | 123， 689 | 23，054， 347 | 186， 390 |
| 国 立 | 76，038 | 15，069， 770 | 198， 187 |
| 福 生 | 58，243 | 7，977， 383 | 136， 967 |
| 狛 江 | 82， 481 | 12，502，511 | 151， 580 |
| 清 瀬 | 74，737 | 9，595， 024 | 128， 384 |
| 東 久 留 米 | 116， 830 | 17，055， 283 | 145， 984 |
| 武 蔵 村 山 | 72，546 | 10，272， 741 | 141， 603 |
| 多 摩 | 148， 745 | 29，237， 529 | 196， 561 |
| 稲城 | 90，585 | 15，479， 219 | 170， 881 |
| 羽 村 | 55，607 | 10，523， 849 | 189， 254 |
| あ き る 野 | 80， 851 | 10，735， 250 | 132， 778 |
| 西 東 京 | 202， 817 | 32，106， 197 | 158， 301 |
| 東 大 和 | 85， 565 | 12，790， 236 | 149， 480 |
| $2 \quad 6 \quad$ 市 平 均 | 160， 457 | 27，947， 812 | 174， 176 |

注：人口については，平成 31 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口である。

## 3．広報•広聴活動

## 1 広報活動

より多くの情報を市民に適時に提供するため，毎月2回市報を発行し，市の公式ホームページ等の管理•運営を行っている。

## （1）東やまと市報

東やまと市報を月2回発行し，市の重点施策 や各種事業などを広く市民に周知している。毎月1日と 15 日の朝刊（朝日•産経•東京•日経•毎日•読売新聞）に折り込んで配布するほか，公共施設や駅などに配置している。また，前記 の新聞を未購読の方のらち，希望する方に対し，各戸配布を無料で行っている。

なお，視覚に障害がある方などのうち，希望 する方に対し，市報の内容をCDに吹き込んだ「声の広報」を月2回，無料で貸し出ししている。
（2）東大和市公式ホームページ
東大和市公式ホームページは，平成12年10月 の開設以来，各種のイベント情報や行政情報の掲載をはじめ，申請書様式のダウンロード，電子申請等のサービスを提供している。平成29年 12月にリニューアルを行い，機能の充実や情報 の整理•拡充などにより，利用者の利便性向上 に努めている。
（3）東大和市公式ツイッター
東大和市公式ツイッター（アカウント名：
higashiyamato18）により，イベントや行政に関する情報などを広く市内外に発信している。
（4）東大和市公式フェイスブック
東大和市公式フェイスブックに，画像ととも にイベントの様子，まちの話題，行政情報を掲載している。
（5）東大和市公式メールマガジン
東大和市公式メールマガジンを毎月1日（月 1 回）に配信している。読者が希望する情報を選んでもらえるように，「観光・イベント」「子育て・教育」「高齢者•介護」「健康•医療」の 4 種別に分けて配信している。

## （6）東大和市公式動画チャンネル

インターネットを利用した動画配信サービス「YouTube」に公式チャンネルを開設し，市が作成した動画を配信している。

## （7）その他の広報活動

絵入り名刺の販売や報道機関への情報提供を行っている。

## 2 広聴活動

意見•要望•陳情等を受け，市の基本的施策等を説明するとともに，意見等は今後の市政運営の参考 としている。その際，多様な意見表明の手段を用意 することにより，市民の利便性の向上に努めている。
－市民相談等一覧表

| 相 談 名 | 日 時 | 場 所 | 相 談 員 | 問い合わせ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 市民相 談 | 月曜日～金曜日午前 $8: 30 \sim$ 午後 $5: 00$ | 市役所 4 階 <br> 市民相 談 室 | 市 職 員 | 秘 書 広 報 課 563－2111（内線 1413） |
| 法 律 相 談 | 毎週金曜日 予約制（電話可） 午前 $9: 00 \sim$ 正午 | ＂ | 弁 護 士 | \％ |
| 登 記 相 談 | 毎月第1木曜日 予約制（電話可）午後 1：00～4：00 | ＂ | 司 法 書 士 | ＂ |
| 不 動 産取引相 談 | 毎月第2木曜日 予約制（電話可）午前 9：00～正午 | ／ | 宅 地 建 物取 引 士 | ＂ |
| 行 政 手 続相 談 | 毎月第2木曜日 予約制（電話可） <br> 午後 $1: 00 \sim 4: 00$ | ＂ | 行 政 書 士 | ＂ |
| 人権身の上 <br> 悩みごと <br> 相 談 | 毎月第 3 木曜日 予約制（電話可）午前 9：30～正午 | ＂ | 人権擁護委員 | ＂ |


| 相 談 名 | 日 時 | 場 所 | 相 談 員 | 問い合わせ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 税 務 相 談 | 毎月第 3 木曜日 予約制（電話可）午後 1：00～4：00 | 市役所 4 階 <br> 市民相 談 室 | 税 理 士 | 秘 書 広 報 課 563－2111（内線 1413） |
| $\begin{array}{lll}\text { 行 } & \\ \text { 政苦 } & \text { 情 } \\ \text { 相 } & \text { 談 }\end{array}$ | 毎月第 4 木曜日 予約制（電話可）午前 9：30～正午 | ＂ | 行政相談委員 | ＂ |
| $\begin{array}{ll} \hline \text { 交 } & \text { 通 事 故 } \\ \text { 相 } & \text { 談 } \end{array}$ | 毎月第 4 木曜日 予約制（電話可）午後 1：30～4：00 | ＂ | 弁 護 士 | ＂ |
| 成人健康相談 | 偶数月第1金曜日 <br> 午前 $10: 00 \sim 11: 30$ | $\begin{array}{llll} \text { 市 } & \text { 立 } & \text { 保 } & \text { 健 } \\ \text { セ } & \text { ン } & \text { 夕 } & \text { - } \end{array}$ | $\begin{array}{lcc} \hline \text { 保 } & \text { 健 } & \text { 師 } \\ \text { 栄 } & \text { 養 } & \pm \\ \text { 歯 } & \text { 科衛 } & \text { 生 } \end{array}$ | 健 康 課 565－5211（内線 1183） |
| 高齢者相談高齢者虐待•養護者支援相談 | 午前 9：00～午後5：00（電話可） <br> （日曜日，视日及び 12 月 29 日から 1月3日までの日を除く） | 高齢者ほっと支援 センターいもくぼ高齢者ほっと支援 センターきよはら高齢者ほっと支援 センターなんがい | 保 健 師 等社 会 福 祉 士主任介護支援専 門 員 | ```高齢者ほつと支援 センターいもく部 563-8777 高齢者ほつと支援 センターきよはら 590-1138 高齢者ほつと支援 センターなんがい 566-8133``` |
| 高齢者見守り <br> 支 援 相 談 | 午前 $9: 00 \sim$ 午後 $5: 00$（電話可） ※開所日は窓口毎で異なる。 | 高齢者見守りぼつ くすいもくば高齢者見守りぼつ くすしんぼり高齢者見守りぼっ くすなんがい | 主任介護支援専 門 員社会福祉士介護福祉士 | 高龆者見守りま゙つくすならはし 566－8871 <br> 高蹐者見守りぼっくすしんばり <br> 516－9916 <br> 高蒢者見守りぼっくすなんがい 590-1330 |
| $\begin{gathered} \text { ケ ア ラ ー } \\ \text { (介護者等) } \\ \text { こころの相談 } \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 月曜~金曜日と第 } 2 \cdot 4 \text { 土曜日 } \\ & \text { 予約制 (電話可) } \\ & \text { 午前 } 9: 00 ~ \text { 午後 } 5: 00 \\ & \text { (火, 木曜日は午後 } 6: 30 \text { まで) } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|cccc} \text { 総 } & \text { 合 } & \text { 福 } & \text { 祉 } \\ \text { セ } & \text { 夕 } & \text { 夕 } & \text { は } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 精 神 保 健 } \\ & \text { 福 祉 士 等 } \end{aligned}$ | 総合福祉センター は～と ふ る地域活動支援センター 516－3982 |
| 少年の非行等 <br> 相 談 | 毎月第 4 木曜日 予約制（電話可）午後 1：00～4：00 | 子ども家庭支援センター | 専 門 相談員 | 子ども家庭支援センター 565－3651 |
| 子 育 て総 合 相 談 | 月曜～土曜日 <br> 午前 $9: 00 \sim$ 午後 $5: 00$ | ＂ | 専 門 相 談 員子ども家庭支援ワーカー | ＂ |
| 保 育 相 談 （保有コンシェルジュ） | 月曜～土曜日 <br> （土曜日は，前週金曜日までに要予 <br> 約） <br> 午前 $8: 30 \sim$ 午後 $5: 00$ <br> （土曜日は正午まで） <br> ※相談員が不在にすることがあり ます。 | 市役所 1 階保 育 課 | 専 門 相談員 | 保育 <br> $563-2111$（内線 $1751 ~ 1755$ ） |
| ひとり親• <br> 女性相談 | 月曜～金曜日 <br> 午前 $9: 00 \sim$ 午後 4：00 | 市役所 1 階子育て支援課 | ＂ | 子育て支援課 563－2111 <br> （内線 1764） |


| 相 談 名 | 日 時 | 場 所 | 相 談 員 | 問い合わせ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 教 育 相 談 | 月曜日～金曜日 <br> 午前 10：00～午後5：00 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 第 三 小 学 校 } \\ 3 \text { 階さわやか教 } \\ \text { 育 相 談 室 } \\ \hline \end{array}$ | 専 門 相談 員 | さわやか教育相談室 562－7911 |
| い じ め電 話 相 談 | 月曜日～金曜日午前 9：00～午後5：00 | 市役所 5 階教育指導課 | ＂ | 教 育 指 導 課 516－8091 |
| 福祉なんでも相談 | 月曜日～金曜日 <br> 午前 $9: 00 \sim$ 午後 $5: 00$ | 社 会 福 祉協 議 会 | 社 会 福 祉協 議 会 職 員 | 社会福祉協議会 564-0012 |
| 障害者相談 | 月曜日～金曜日と第2•4土曜日午前 $9: 00 \sim$ 午後 $5: 00$（火•木曜日は午後6：30まで） | $\begin{array}{llll} \text { 総 } & \text { 合 } & \text { 福 } & \text { 祉 } \\ \text { セ } & ン & \text { 夕 } & - \\ \text { は } & \text { と } & \text { る } \end{array}$ | 専門相談員 | 総合福祉センター は～と ふ る 516－3982 |

（上記相談日が祝日の場合は実施しない）


第8回東大和市まちフォトコンテスト
（平成 31 年度実施）
こども写真家賞作品「冬の虹」
撮影：千田 泰和 氏

## 4．情報公開－個人情報保護－行政手続－審査請求手続

1 情報公開制度（公正で透明な開かれた市政を推進する）

市では，情報公開の施策として，市民に対し，市報や各種刊行物の配布，市の窓口でのさまざま な情報の提供を行っている。さらに，情報公開の総合的な推進の一環として東大和市情報公開条例 を制定している。（平成 2 年制定。平成 15 年 9 月全部改正）

この条例は，市民の市政への参加を促進し，公正で民主的な開かれた市政を発展させるため，行政情報の公開を請求する市民の権利を保障すると ともに，市民と市政との信頼関係を深め，地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とす るものである。

## 《情報公開制度の主な内容》

## （1）公開請求のできる方

市内在住者，市内事業者（個人•法人•団体），市内在勤者，市内在学者，理由を明示して請求 する者（個人•法人•団体）
（2）公開を実施している市の機関
市長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会
（3）公開請求の対象となる情報
職員が職務上作成又は取得した文書，図画，写真，フィルム，電磁的記録で，職員が組織的 に用いるものとして実施機関が保有しているも の（官報，新聞，書籍など販売目的で発行され るものや，学術研究用等の資料として特別の管理がされているものを除く）

## （4）公開できない情報

市の保有している情報は，公開が原則である が，次のような情報については非公開としてい る。
（1）法令秘情報
法令等で公開することができないとされて いる情報
（2）個人情報
－個人に関する情報で，特定の個人を識別す ることができるもの（他の情報と照合するこ

とにより，特定の個人を識別することができ ることとなるものを含む）
－個人に関する情報で特定の個人は識別され ないが，公にすることにより個人の権利利益 を害するおそれがあるもの
（3）事業活動情報
事業を営む個人，法人等の情報で競争上又 は事業運営上の地位等が損なわれると認めら れるもの
（4）公共の安全，秩序維持情報
人の生命，身体，財産又は社会的地位の保護，犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
（5）審議，検討又は協議に関する情報
公にすることにより，市，国，地方公共団体等の内部又は相互間における率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる おそれ等があるもの
（6）行政運営情報
公にすることにより，市，国，地方公共団体等が行ら事務事業の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがあるもの
（7）任意提供情報
第三者が，実施機関の要請を受けて，公に しないとの条件で任意に提供した情報であっ て，公にしないことに合理的な理由があるも の

## （5）公開決定等の期限

原則として，請求書を提出した日の翌日から 14日以内に，公開等の決定をし，遅滞なく通知 をする。
（6）公開決定等に対する審査請求
実施機関の行った行政文書の公開決定等に不服がある者は，審査庁に対して審査請求をする ことができる。
審査請求があった場合には，審査庁は東大和市情報公開•個人情報保護審査会に諮問し，そ の答申を経て裁決を行う。（なお，審査請求手続全般については，4を参照）

2 個人情報保護制度（個人情報を守る）
市では，市民生活に密接に関係する業務を行っ ていることから，市民の個人情報を様々な形で保有している。これら個人情報の適切な収集•管理•利用などについて定め，個人情報の保護を図って いくため，東大和市個人情報保護条例を制定して いる。（平成 17 年制定。平成 18 年 4 月施行）

この条例は，市の保有する個人情報を適切に管理することを市に義務付け，市民が自己の情報に ついて，開示•訂正•利用停止の請求をする権利 を保障するものである。

また，個人情報保護制度の適正な運営を図るた め，個人情報保護審議会を設置している。条例の規定により審議会の権限とされた事項のほか，個人情報保護制度の運営に関する重要事項などにつ いて，実施機関の諮問に応じて調査審議し，答申 を行う。

## 《個人情報保護制度の主な内容》

## （1）個人情報の保護を実施している市の機関

市長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会

## （2）個人情報とは

生存する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別すること ができるものを含む。）及び個人識別符号が含ま れるもの

## （3）制度実施に当たっての責務

（1）実施機関の責務
実施機関は，個人情報の保護について必要 な措置を講じ，個人情報がみだりに公にされ ることがないよう最大限の配慮をしなければ ならない。

また職員は，職務上知り得た個人情報をみ だりに他人に知らせたり，不当な目的に使用 してはならない。
（2）市民の責務
市民は，個人情報の重要性を認識するとと もに，相互に基本的人権を尊重し，個人情報 の保護に努めなければならない。
（3）事業者の責務
事業の実施に当たっては，個人情報の取扱

いを適正に行い，個人の権利利益を侵害しな いよう努めなければならない。

## （4）保有個人情報の取扱い

（1）適正な収集

- 個人情報は原則として本人から収集する。
- 実施機関は，原則として要配慮個人情報を収集してはならない。
－実施機関が個人情報を収集するときは，事務の目的を明確にし，目的達成に必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により収集する。
（2）個人情報取扱事務の届出
実施機関が個人情報を取扱う事務を開始し ようとするときは，事務の目的，個人情報の記録項目，対象者の範囲などを市長に届け出 ることとしている。

届出を受けた市長は，その内容について目録を作成し，誰でも閲覧できるようにするこ ととしている。
（3）保有個人情報の適正管理
－事務の目的に必要な範囲内で，保有する個人情報を正確で最新なものに保つよう努める とともに，個人情報が漏れたり滅失したりし ないよう安全確保の措置を講ずることとして いる。
－保有する必要がなくなった個人情報につい ては，速やかに消去又は廃棄することとして いる。
－個人情報を取り扱う事務を委託する場合は，個人情報の保護に関して必要な措置を講ずる こととしている。
（4）保有個人情報の利用•提供の制限
－保有個人情報は，原則として，利用目的以外の目的のために利用し，及び提供してはな らない。
－市の電子計算機と外部の電子計算機をオン ラインで結合すること，又は結合された電子計算機を利用して，保有する個人情報を外部 のものへ提供することも，原則として禁止し ている。
（5）自己情報の開示•訂正•利用停止を請求す る権利
（1）開示請求権
誰でも，実施機関が保有している自己の個人情報の開示を請求することができる。
（2）訂正請求権
開示を受けた自己に関する情報に事実の誤 りがあるときは，その訂正（追加，削除を含 む）を請求することができる。
（3）利用停止請求権
開示を受けた自己の個人情報が，条例に違反して収集，利用又は提供されているときは， その情報の利用停止を請求することができる。

## （6）開示決定等に対する審査請求

実施機関が行った個人情報の開示決定等に不服がある者は，審査庁に対して審査請求をする ことができる。

審査請求があった場合には，審査庁は東大和市情報公開•個人情報保護審査会に諮問し，そ の答申を経て裁決を行う。（なお，審査請求手続全般については，4を参照）

3 行政手続（市政運営の公正性の確保と透明性の向上のために）

施設の利用や手当の支給などを求める申請に対 して行ら許可等の処分又は許可等を取り消す処分 については，行政手続法や東大和市行政手続条例 が通則的な事前手続（行政手続）のルールを定め ている。これにより，行政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図り，市民の権利利益の保護に役立てている。

## （1）申請に対する処分に関する手続

許可等を求める申請に対して行政庁が行う処分に関する手続の主な内容は，次のとおり。
（1）許可等を行う場合の判断基準となる「審査基準」や標準の処理期間を定める「標準処理期間」を設定し，窓口備付けなどの公にする措置を実施
（2）申請が到達した場合には，遅滞なく審査を開始
③許可等の申請を拒否する場合には，その理由を提示
（4）申請に関する必要書類や審査の進み具合な どの情報を提供（努力）

## （2）不利益処分に関する手続

法令，条例等に基づき許可の取消しなど特定 の人の権利を制限したり，義務を負わせたりす る「不利益処分」に関する手続の主な内容は，

次のとおり。
（1）不利益処分をする場合の判断基準となる「処分基準」を設定し，窓口備付けなどの公に する措置を実施（努力）
（2）不利益処分をする前に，聴聞，弁明の機会 の付与など相手方に意見を述べる機会を保障
（3）不利益処分をする場合には，その理由を提示
（3）行政指導に関する手続
行政目的の実現のための勧告など相手方の任意の協力を得て行う「行政指導」に関する手続 の主な内容は，次のとおり。
（1）行政指導は行政機関の所掌事務の範囲内で実施
（2）行政指導に従わないことを理由とした不利益な取扱いは不可
（3）行政指導の趣旨，内容，責任者を明示。許認可等の権限を行使し得ることを示して行う行政指導については，さらに許認可等の権限行使の根拠法令等も明示
（4）法律•条例に根拠のある行政指導のうち要件不適合と思われるものについては，相手方 は中止等の求めを申し出ることが可能

## （4）処分等の求め

法令違反の事実について是正の処分•行政指導がなされていないと思う者が申し出る「処分等の求め」に関する手続の主な内容は，次のと おり。
（1）申出は，所定の事項を記載した書面を提出
（2）申出を受けた行政庁等は，調査を実施，必要があると認めるときは処分等の権限行使
（5）届出に関する手続
法令，条例等に基づいて市に対して所定の情報を提供する「届出」に関する手続の主な内容 は，次のとおり。
（1）届出書の記載事項や添付書類に不備がなけ れば，行政機関の事務所に到達したときに手続が完了
（2）届出に必要な書類などの情報を提供（努力）
（6）その他
「申請に対する処分」の申請に該当しない申込 み等については，（1）の手続と同様の取り扱いを するよう努める。

4 審査請求手続（市民等の権利救済と適正な行政運営の確保の手続）

平成28年4月から施行された新しい行政不服審査法は，行政庁に対する不服申立てについて，審査請求に一元化した上で手続を整備した。新しい手続の主な内容は，次のとおり。
（1）行政庁の処分又はその不作為に不服がある場合は，審査庁に審査請求をすることができる。
（2）審査請求期間は，処分を知った日の翌日から3加月
（3）市長が審査庁となる場合は，処分に関与しない職員を審理員に指名し，公正な立場で審理
（4）弁明書に対する反論書提出権，口頭意見陳述権，閲覧•写しの交付請求権など審査請求人の手続的権利の充実
（5）審査庁である市長は，審理員の作成した審理員意見書を基に，東大和市行政不服審査会に諮問， その答申を経て裁決
（6）審理員指名通知，諮問通知，答申書の送付•公表など，手続の「見える化」を導入
（7）行政事件の訴えの提起前に審査請求の裁決を要する審査請求前置制度については，大幅に縮小
（8）情報公開•個人情報保護に係る処分の審査請求 については，審査庁が東大和市情報公開•個人情報保護審査会による諮問•答申を経て裁決

## 5．選挙

選挙は，自らの意見を政治に反映させることがで きる最大の機会であり，政治を行う代表者を選ぶ大切なものである。

このため，選挙は，明るく，公正に行われ，市民 の意思が正しく政治に反映されるものでなければ ならない。

また，市民一人ひとりが日ごろから主権者として の自覚を持ち，選挙制度に対する正しい理解と認識

にたつて判断し，行動することが必要である。
しかし，全国的に若い有権者を中心に投票を棄権 する人が後を絶たず，とりわけ若い有権者の声がよ り政治に反映されることが期待されている。

このような状況から，選挙管理委員会，明るい選挙推進委員会では，街頭啓発，選挙出前授業，模擬投票等を実施するなど，投票率の向上に向けた様々 な啓発活動を実施している。
－選挙人名簿登録者数の推移
（各年9月1日現在）（単位：人，\％）

|  | 選 挙 人 名 簿 登 録 者 数（※1） |  |  | 総人口に対する <br> 登 録 者 数 の割 合 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 男 | 女 | 計 |  |
| 平成29年 | 35， 089 | 36，162 | 71， 251 | 84.1 |
| 平成30年 | 35， 064 | 36， 137 | 71， 201 | 84.3 |
| 令和元年 | 34， 927 | 36， 112 | 71， 039 | 84.5 |

$※ 1$ 総人口に対する登録者数の割合は，外国人住民数を除いて算出したものである。

## －投票区別名簿登録者

（令和元年 9 月 1 日現在）（単位：人）


| 年 | 男 | 女分 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成 29 年 | 30 | 33 | 63 |
| 平成 30 年 | 29 | 34 | 63 |
| 令和元年 | 29 | 37 | 66 |

## －選挙別投票率


－投票区別投票率（令和元年 7 月 21 日執行 参議院議員選挙東京都選出）


